

店舗工事区分表(天神駅東口ビジネスセンター前区画)

資料2-1

項目	工事区分 負担区分 設計施工 財産帰属	A工事		B工事		C工事		備考
		福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局		店舗 店舗 福岡市交通局		店舗 店舗 店舗		
建築	1	床	なし		なし		・A工事以外の床全工事	・コンクリート素地もしくは既存床仕上げのまま
	2	壁	・駅施設との境界については、1時間耐火壁を躯体まで立ち上げる		なし		・A工事以外の壁全工事	・店舗を区画する壁は1時間耐火壁を躯体まで立ち上げること
	3	天井	なし		なし		・新設天井(下地共)仕上げにかかる全工事	・コンクリート素地のまま
	4	金属製建具	・駅施設との境界については、特定防火設備(防火シャッター・避難扉)を設置する。		なし		・新設建具にかかる全工事	・店舗を区画する壁に開口部を設ける場合、特定防火設備を設置すること ・駅施設と店舗の境界には防火戸(避難扉)を設置すること
	5	その他	なし		なし		・既存との取り合いにかかる全工事	・店舗の仕様等については、交通局と協議の上、承諾を得ること ・店舗内禁煙とする

※注意事項

- ・店舗内の壁及び天井は、下地材及び仕上げとも不燃材料としていただきます。
- ・床材料については、できる限り燃えにくい材料を使用していただきます。
- ・店舗内の什器等は、努めて不燃性のものを使用していただきます。
- ・カーテン、絨毯等は、防災物品を使用していただきます。
- ・開口部へ防火シャッターを設置し、開店中、常時開放する場合は地下鉄利用者の通行を妨げないよう必要に応じて柵を設けていただきます。

店舗工事区分表(天神駅東口ビジネスセンター前区画)

資料2-2

項目	工事区分 負担区分 設計施工 財産帰属	A工事	B工事	C工事	備考	
		福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局	店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗		
空調換気設備	1	空調設備	・なし	・なし	・店舗の空調設備に係る全工事	・室外機設置場所(店舗から100m以上先を想定)は交通局との協議により決定すること
	2	給気設備	・なし	・なし	・店舗の給気設備に係る全工事	・給気はコンコースよりとること ・区画貫通の必要がある場合は防火ダンパー(FD)を設置すること
	3	排気設備	・店舗内へ排気ダクト引込	・なし	・店舗の排気設備に係る全工事	・においが無い排気の場合、コンコースへ排気することが可能 ・油脂を含む排気(厨房設備の排気)は基本的に循環換気方式とすること ・自動制御工事を行うこと。
給排水設備	4	給水設備	・店舗内へ給水40A引込	・なし	・店舗の給水設備に係る全工事 ・店舗内に量水器の設置(検定付)	・福岡市水道局指定給水装置工事事業者にて施工すること ・給水装置工事届出書、給水装置工事設計閲覧申込書及び給水工事完了届を着手前に提出し、完了後は確認印押印済みの給水装置改造工事届出書を提出すること
	5	排水設備	・店舗内床下キャップ止め(75A,100A)	・なし	・店舗の排水設備に係る全工事	・着工前に排水設備新設等計画確認申請書、排水設備新設等工事完了届出書、現地完了検査立会い委任状、現地完了検査希望日・代理人の有無・その他の申出事項届出書、を提出すること。工事完了時に確認印押印済みの排水設備新設等計画確認申請書の提出を行うこと ・福岡市道路下水道局排水設備指定工事店にて施工すること ・油脂を含む排水を行う場合はグリストラップを設置すること ・トイレ接続可
<p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調・換気設備は事業者で設置していただきます。また、これらは地下鉄の自動制御(火報連動停止、排煙ダンパー制御等)に取り組む必要があるため、計装設備工事(業者指定有)が必要となります。 ・厨房設備の設置においては、福岡市火災予防条例第3条の4の規定に適合する必要があります。 ・給排水設備の接続点は店舗内とします。 ・雑排水管及び汚水管については既設管に接続していただきます。 						

店舗工事区分表(天神駅東口ビジネスセンター前区画)

資料2-3

項目	工事区分 負担区分 設計施工 財産帰属	A工事	B工事	C工事	備考	
		福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局	店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗		
防災	1	排煙設備	・排煙ダクトは区画内まで	・なし	・排煙設備全工事(防災関係の試験調整を含む) ・排煙ダクトの店舗内区画貫通部に排煙ダンパー(HFD)を設置	・所轄消防署との協議の上、必要に応じて排煙設備を設けること ・機械排煙の場合は、既存排煙ダクトに接続し排煙口、手動開放装置等の設置
	2	スプリンクラー設備	・店舗内へ100A引込	・なし	・スプリンクラー設備全工事 ・既設スプリンクラー主管から分岐し、店舗内及び店舗外前面1m部分にスプリンクラーを設置	・指定業者あり ・既設からの分岐で店舗内SPヘッドの放水量を確保できない場合は、分岐箇所を交通局と協議のうえ決定すること
	3	自火報 防災盤設備	・なし	・煙感知器又は熱感知器設置 ・駅防災盤の改修、試験調整	・自火報防災盤設備全工事 ・排煙口及び手動開放装置への結線試験 ・火報ベル設置	・防災設備業者メーカー指定有り ・間仕切り等の変更の有無に関わらず、駅防災盤表示名称とデータの変更必要有り ・防災関係の試験調整及び消防検査対応含む
	4	非常用照明	・なし	・なし	・非常用照明全工事	・非常時に2lx以上の照度を確保できるよう設置すること ・非常時点灯時間は連続30分間以上とすること
	5	誘導灯	・なし	・なし	・誘導灯、誘導標識全工事	・非常時点灯時間は連続20分間以上とすること
	6	非常放送	・なし	・法定基準に応じ設置 ・店舗内に単独の音響装置を設置する場合は、カトリレーの設置及びカトリレー用配管配線工事(放送端子盤～店舗内)を行うこと。	・なし	・施工時確認試験・消防検査時は、交通局指定業者にて実施すること ・天井内の配管配線はPF管とする
<p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗内には消火器を設置していただきます。 ・店舗内にBGM等に利用する音響設備を設ける場合は、既設非常放送装置と連動して音響装置の電源を自動的に制御するカトリレーの設置を行っていただきます。 ・防災設備については、交通局と協議のうえ消防署への届け出等を行い、適切に設置していただきます。 						

店舗工事区分表(天神駅東口ビジネスセンター前区画)

資料2-4

項目	工事区分 負担区分 設計施工 財産帰属	A工事	B工事	C工事	備考	
		福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局	店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗		
電気	1	天井照明	・なし	・なし	・照明設備全工事	
	2	コンセント	・なし	・なし	・コンセント設備全工事	
	3	幹線・分電盤(動力・電灯)	・3φ3W440Vの幹線を区画天井内に設置	・なし	・変圧設備及び、分電盤を設置	・設置する変圧設備が20kWを超える場合は福岡市火災予防条例第11条の規定によること
	4	電力量計	・なし	・なし	・電力量計の設置(検定付き)	・変圧設備を設置する場合は、変圧設備の一次側に設置すること
	5	電話・情報配線設備	・なし	・なし	・電話・情報配線設備全工事	・天井内の配線用配管で防火区画貫通部以外はPF管とする
	6	テレビ共同受信設備	・なし	・なし	・テレビ共同受信設備全工事	・天井内の配線用配管で防火区画貫通部以外はPF管とする

※注意事項

- ・電源の電圧は440Vです。必要に応じて事業者が変圧設備を設け、分電盤から電力負荷へ電源供給を行っていただきます。
- ・店舗の防火区画にかかるものにおいては法令に準じた工法で防火区画の貫通処理を行っていただきます。
- ・使用する材料については、安全が担保された製品を使用し、漏電に対する保護を行っていただきます。ケーブルはエコケーブル、変圧器はモールドタイプを使用していただきます。ただし、やむを得ない場合は交通局の指示に従ってください。